

成年後見制度とは？

判断能力が不十分な方に対し、
法律・生活面で支援する仕組みです。

成年後見人等が行う支援の一例

サポート 1

ご本人の財産（お金や土地など）を管理します

サポート 2

ご本人に代わって契約を結んだり取り消したりします

サポート 3

ご本人の意向を尊重し、必要に応じて
医療・介護・福祉等の手続きを支援します

成年後見制度の種類

成年後見制度には大きく分けて
「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

判断能力が常時
欠けている方



後見

法定後見制度

家庭裁判所によっ
て成年後見人等が
選任されます。

判断能力が著しく
不十分な方



保佐

任意後見制度

判断能力が不十分
になってから事前
に決めた後見人が
支援します。

判断能力が
不十分な方

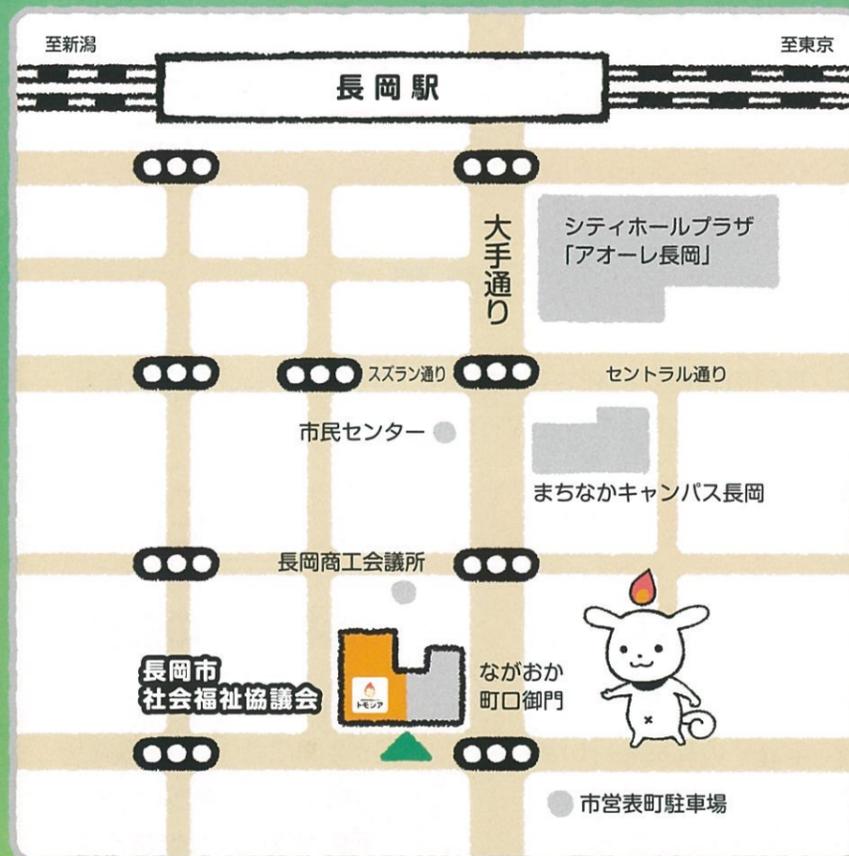


補助

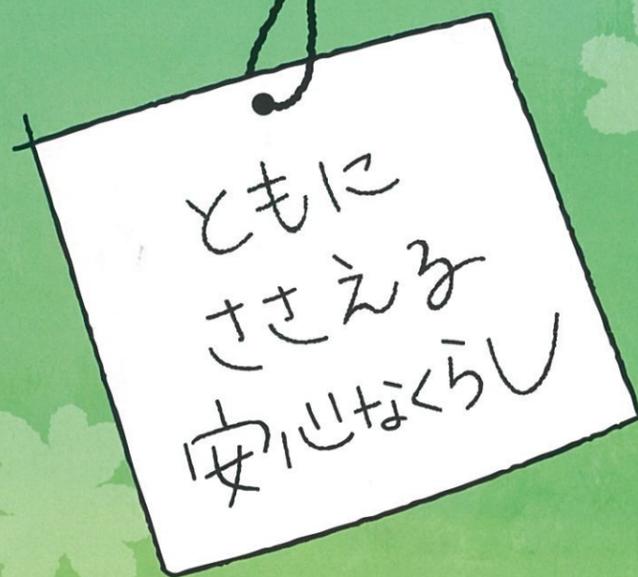
公証役場で、判断能力が不十分になった
時に備えて、誰にどのような援助をして
もらうか、あらかじめ決めておきます。

相談受付時間：午前8時30分～午後5時15分

※土・日、祝日、年末年始を除く



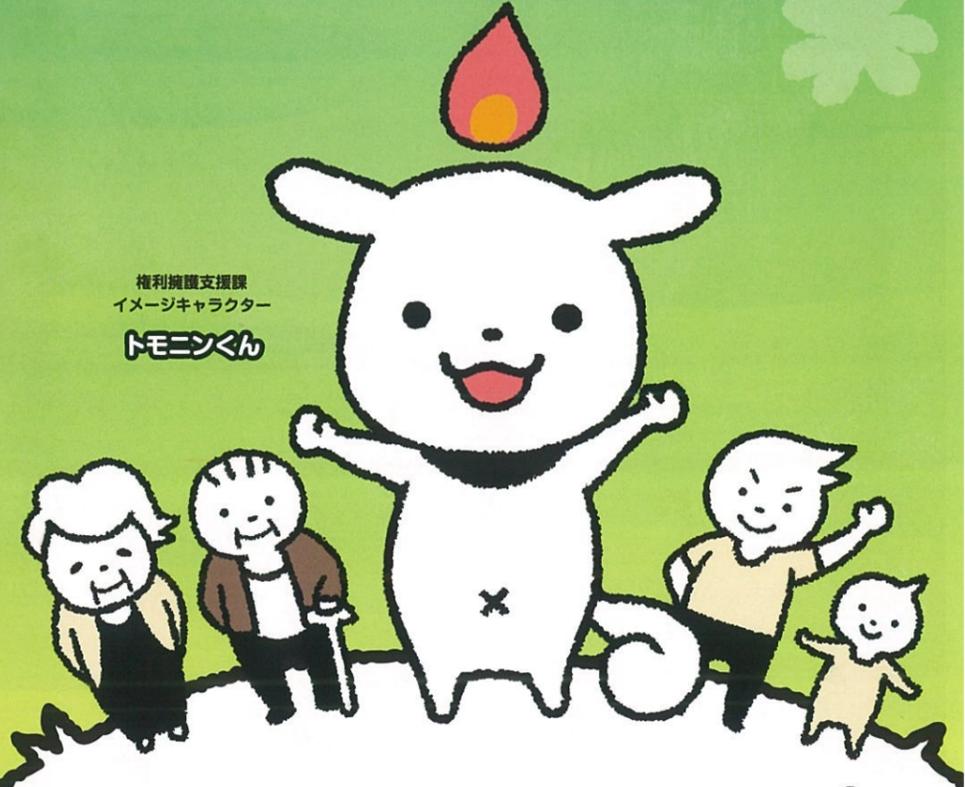
成年後見制度 利用案内



権利擁護支援課

〒940-0071
新潟県長岡市表町2丁目2番地21
長岡市社会福祉センター「トモシア」2F
TEL：0258-32-7833
HP：http://www.nagaoka-shakyo.or.jp/

！ お受けした相談に関しては秘密を厳守いたします。



権利擁護支援課
イメージキャラクター
トモンくん

こんな時は気軽に お問い合わせください

成年後見制度
ってなに？

福祉サービスに
申し込みたいけど
契約内容が理解できない

離れて暮らす親が
同じ物を何度も
買っているみたい…

物忘れがあって
お金の管理が不安

後見人をしていて
不安なことがあるけれど
誰に相談していいの…

自分に万が一の
ことがあったら…
障害のある子どもの
将来が不安です

親族後見人って
どうしたらいいの？

銀行にいったら
「手続きには後見人が必要です」
と言われました



ご相談と支援の流れ

相談の受け付け

来 所

電話相談

面 談

専門の職員がみなさまの悩みごとをお聞きし、成年後見制度の利用に向けた支援を行います。

手続きの支援

家庭裁判所への成年後見
申立ての支援を行います。

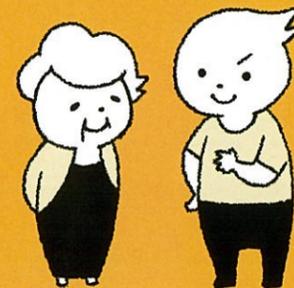
- 制度に関する相談
- 手続きのご案内

他機関との連携

ご相談内容によっては、
法律関係者・医療機関・
長岡市・その他の必要な
相談機関に取り次ぎます。

家庭裁判所へ申立て

成年後見制度の利用へ



具体的な費用・支援内容の
お問い合わせはこちらまで

TEL 0258-32-7833

権利擁護支援課について

なにをしている
ところなの？



1 成年後見制度に関する相談

権利擁護に関する総合的な相談に応じます。
本人や家族、関係機関などからの相談に対し、関係機関と連携して支援を行います。

主な 支援内容

- 制度に関する相談や利用のお手伝い
- 申立て書類に関する手続きのご案内
- 成年後見活動の支援

2 成年後見制度の普及と啓発

セミナーや出前講座といった研修会を開催します。
広報やホームページなどでも必要な情報を発信し、制度の正しい理解を促し普及につなげる活動を行います。

3 法人後見の受任

家庭裁判所の審判に基づき、法人として成年後見人等
(成年後見人・保佐人・補助人)の活動を行います。

4 日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な方が、地域で自立した生活を送ることが
できるよう、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用
や日常的な金銭管理のお手伝いなどを行います。

